# 熊本県下の事業者及び労働者の皆様へ

~ 全国安全週間にあたっての熊本労働局長からの緊急メッセージ~

日頃より労働災害の防止にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

また、令和4年7月1日から同月7日までの第95回全国安全週間にあたっては、それぞれの事業場で全国安全週間実施要綱に基づき積極的に安全活動を推進していただいていることと思います。

しかしながら、皆様のご努力にもかかわらず、熊本県下における休業4日以上の労働 災害は、別添の「熊本県内の労働災害発生状況」のとおり、新型コロナウイルス感染症 の影響もあって、令和2年、令和3年と2年連続で100人以上増加しており、令和3 年の2,182人は、過去20年間で最も多い被災者数でした。

加えて、令和4年に入ってからも災害の急増に歯止めが掛かっておらず、5月末現在の速報値で、前年同月比92人の増加となっており、もしもこのままのペースで災害が増加し続けると、統計が残る過去最多の2,248人(平成11年)を大きく超える2,300人超えが必至の状況となっております。

これはまさに非常事態と呼ぶべき状況であり、これを改善するため、全国安全週間の期間中はもとより、令和4年末まで以下の取組を継続的に実施し、これ以上の死傷者を発生させない、より一層の災害防止活動を実践していただくようお願いいたします。

#### <取組事項>

1.毎月15日を「一斉安全点検の日」と定める等により、作業開始前等に全員で、 それぞれの身の回りの設備の点検や作業マニュアルに基づく作業が確実に実施で きているかの確認を行うこと。

なお、点検・確認にあたっては、過去のヒヤリハット事例や労働災害の発生状況 等に応じて会社で予め作成したチェックリストにより各自実施すること。

2.毎月1日を「安全パトロールの日」と定める等により、事業場のトップ及び職長 以上の職員で安全パトロールを実施すること。

なお、既に安全衛生委員会等で毎月1回以上安全パトロールを実施している事業場においては、その日に併せて事業場トップ及び職長以上の職員を招聘して実施することも可とする。

- 3.新型コロナウイルス感染症による労働災害を防止するため、厚生労働省が推進している、別添の「~取組の5つのポイント~」に基づく各種対策を実践すること。
- 4.転倒災害の防止のため、厚生労働省が推進している別添の「STOP!転倒災害 プロジェクト」に基づく各種対策を実践すること。
- 5 . 高年齢労働者の災害を防止するため、厚生労働省が推進している別添の「エイジ フレンドリーガイドライン」に基づく各種対策を実践すること。

なお、対策の推進にあたっては、別添の「エイジフレンドリー補助金」の活用を 検討すること。

令和4年7月1日

熊本労働局長 新田 峰雄

#### 熊本県内の労働災害発生状況

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
年間確定値	1679	1800	1689	1763	1929	1937	2007	1972	2079	2182	2300 ?
5月末速報値	551	610	562	588	586	604	631	566	603	641	733



# 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ~取組の5つのポイント~を確認しましょう!

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**~取組の5つのポイント~**が実施できているか確認しましょう。
- **~取組の5つのポイント~**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県 労働局に設置された**「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止 対策相談コーナー」**にご相談ください。

# ~取組の5つのポイント~

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行 できる雰囲気を作っています。
	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、 密にならない工夫を行っています。
	休憩所、更衣室などの"場の切り替わり"や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。



# テレワークの積極的な活用について

- ▶ 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- ▶ さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- ▶ こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、 テレワークを積極的に進めてください。

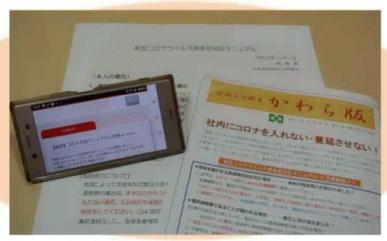
リーフレットは 厚生労働省 ホームページから ダウンロード可能です。



# 職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成(製造業)



- サーマルシステムの導入(社会福祉法人)
  - サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。本システムでは、マスクの
  - ▶ 本システムでは、マスクの 着用の検知を行い、マスク の未着用者には表示と音声 で注意喚起を行う仕組みと なっている。

- ▶ 感染者が発生した場合の対応 手順を定め、社内イントラ ネットや社内報で共有した。 [手順]
  - ①感染リスクのある社員の 自宅待機
  - ②濃厚接触者の把握
  - ③消毒
  - ④関係先への通知など

手順全文は (独)労働者健康安全機構 長野産業保健総合支援 センターホームページから ダウンロード可能です。



- 密とならない工夫ITを活用した対策(建設業)
- I Tを活用した説明会の開催(その他の事業)



スマートフォン用 無線機を導入し、 社員同士や作業従 事者との会話に活 用。3密を避けた コミュニケーショ ンをとるようにし た。



- WEB方式と対面 方式併用のハイブ リッドの説明会を 開催した。
- 対面での参加者に 対しても、席の間 隔を空ける、机に アクリル板を設置 するなどの対策を 行った。

# 職場における感染防止対策の実践例

# ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室など)に注意が必要

## 休憩所での対策(小売業)

# 社員食堂での対策(製造業)





- 社員食堂の座席 レイアウトを変 更し、テーブル の片側のみ使用 可とした。
- ▶ また、混雑緩和 のために、昼休 みを時差でとる ようにした。

感染防止のための基本的対策入館時の手指等の消毒(宿泊業)

# 複数人が触る箇所の消毒(製造業)



▶ 宿泊者と従業員 の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。



➤ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

その他の取り組み外国人労働者への感染防止対策の周知(建設業)

# (((原 染 症 防 止 5 ))) ・ 手洗い うがい 確実に! ・ 十分とろう 睡眠は! ・ 毎朝検温 忘れずに! ・ 人混み避けよう!マスクせよ! ・ 必ず場気 体顔所!

Phong chong nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- · Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- · Có đủ giấc ngủ!
- · Đừng quên kiếm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- · Hãy tránh đám đồng! Đặt trên một mặt na!
- · Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

▶ 建設現場に入場する外国 人向け安全衛生の資料に、 新型コロナウイルス感染 症の注意点を外国語に翻 訳したものを掲載し、周 知徹底を図った。

#### 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を 労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員(事業者と労働者)がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

#### 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

	項	目	確認
	感染予防のための体制		
	<ul><li>事業場のトップが、新型コロナウイルス感染に対して感染予防を推進することの重要性を</li></ul>	症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者 伝えている。	はいいいえ
	<ul><li>事業場の感染症予防の責任者及び担当者</li></ul>	を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はいいいえ
	<ul><li>会社の取組やルールについて、労働者全員</li></ul>	に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るように指導	することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
200	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏	集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止 まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・環場以外でも労働者が感染予訪の行動を 式」の実践例について、労働者全員に周知を	なるよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様 行っている。	はいいいえ
j	・新型コロナウイルス接触確認アブリ(COCO	A)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
	感染防止のための基本的な対策		
	(1)事業場において特に留意すべき事項で	ある「取組の5つのボイント」	
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認	、、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
	(2)感染防止のための3つの基本:①身体的	内距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
ı	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空	1することを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避け	ることを求めている。	はいいいえ

チェックリストは 厚生労働省 ホームページから ダウンロード可能です。



## 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間 平日(月~金曜日) 午前 8:30~午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら 〈学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター〉

# ST⊜P!転倒災害

# 3つの転倒矛防

オットット

転倒による労働災害は最も多く、全体の約25% 転倒によるケガの約6割が休業1か月以上のケガです!!

- 作業場所の整理整頓
- 2 作業場所の **清掃**
- 毎日の運動







▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか?







厚生労働省では「STOP!転倒災害プロジェクト」を推進しています。 具体的な対策はこちらをチェック!





STOP! 転倒



# あなたの職場は大丈夫?

# 転倒の危険をチェックしてみましょう!

	チェック項目	
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明る さ(照度)が確保されていますか	
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを 選んでいますか	
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知し ていますか	
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を 促す標識をつけていますか	
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを 禁止していますか	
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れて いますか	
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	

# チェックの結果は、いかがでしたか?

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう!

# エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」) を策定しました。

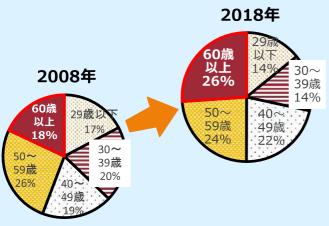
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業 をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%(2018年)で増加傾 向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜 落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

#### 〈年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上)>



高齢者は身体機能が低下すること等により、 若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も 長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人 を含めすべての働く人の労働災害防止を図る ためにも、職場環境改善の取組が重要です。

#### 〈年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年〉



#### <年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典: 労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることの ある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行って ください。



😚 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→ **Q** 

令和2年3月16日付け基安発0316第1号

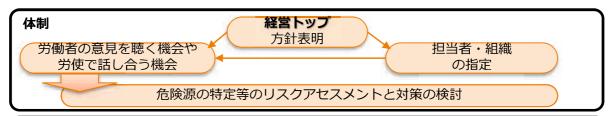




#### 事業者に求められる事項

事業者は、以下の1~5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、 国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよ うに努めてください**。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



具体	具体的取組						
	予防		把握・気づき	措置			
場	安全	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)			
場のリスク	安全衛生教育	メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策			
ク	育	健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理			
		運動習慣、食習慣等の		健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等)			
人のコ		生活習慣の見直し	健康診断 	健診後の面接指導、保健指導			
リスク		体力づくりの	安全で健康に働く	体力や健康状況に適合する業務の提供			
		自発的な取組の促進	ための体力チェック	低体力者への体力維持・向上に向けた指導			

# 1 安全衛生管理体制の確立

#### ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



#### 公考盧事項公

・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

#### イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリ ハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

#### ☆考慮事項☆

・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→

- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
  - ※フレイル: 加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
    ※四コーカーランドにし、合うでは、一方でなって、の一方に対している状態の表えない。
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



#### 2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)
  - ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、 必要な対策を講じます
  - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

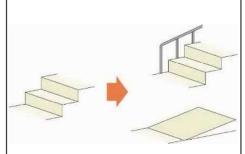
#### ♥対策の例♥



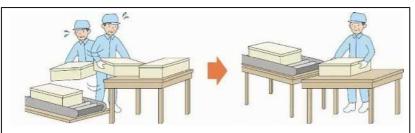
通路を含め作業場所の 照度を確保する



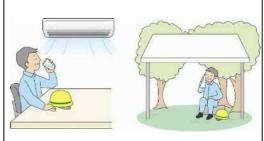
警報音等は聞き取りやすい 中低音域の音、パトライト 等は有効視野を考慮



階段には手すりを設け、可能 な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業 対象物の配置を改善する



涼しい休憩場所を整備し、通気 性の良い服装を準備する



水分・油分を放置せず、こまめに清掃する



解消できない危険箇所 に標識等で注意喚起



リフト、スライディングシート等 を導入し、抱え上げ作業を抑制

#### その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材(床材や階段用シート)を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等の IoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの 調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

- (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)
  - ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直し を検討し、実施します
  - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

#### 学対策の例

#### <共通的な事項>

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫 することで高年齢労働者が就労しやすくします (短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等)
- 夕食介助
   夜間排泄介助
   体位変換
   朝食介助

   離床介助
   以床介助
   離床介助

   見直し前
   日勤
   夜勤
   日勤

   見直し後
   日勤
   万勢
   で勤
   日勤

   夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に 配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間 の運用を図ります



#### <暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

#### <情報機器作業への対応>

・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理の ない業務量とします

# 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

#### (1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような 取組を実施するよう努めます

#### ♥取組の例♥

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等(特定健康診査等)の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象になら ない者に対して、事業場の実情に応じて、健康 診断を実施するよう努めます



#### (2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力 チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜 その方針を見直します

#### ♥対策の例♥

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目(フレイルチェック)等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業 に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏 まえてルール化するようにします

#### 公考盧事項公

・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。



#### (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

#### エイジフレンドリーガイドラインの概要

#### 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置 脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされ ており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働 時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



#### 公考慮事項公

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な 話合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます
- (2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供 健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況 に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

#### 公考慮事項公

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

#### (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増 進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

#### ♥対策の例♥

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます 例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材 ~転倒・腰痛予防!「いきいき健康体操」~(動画)



# 5 安全衛生教育

#### (1) 高年齢労働者に対する教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写 真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を 行います

#### 公考盧事項公

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

#### (2) 管理監督者等に対する教育

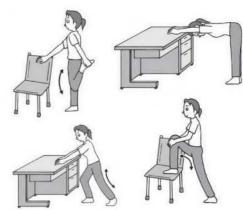
・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と 対策についての教育を行うよう努めます

#### 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康でくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解**し、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康 や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の 健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保 険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認 します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習 慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例 「介護業務で働く人のための腰痛予防の ポイントとエクササイズ」より

# 好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

- ▶ 厚生労働省ホームページ
  - (先進企業) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html</a> (製造業) <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html</a>
- ➤ 独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用支援機構ホームページ http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html

# 国による支援等(令和2年度)

# エイジフレンドリー補助金 (新設)

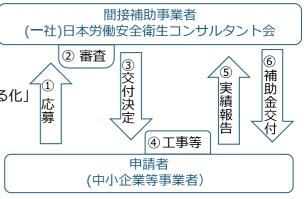
高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。是非ご活用ください ※事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定(全ての申請者に交付されるものではありません)

- 1 対象者 60歳以上の高年齢労働者を雇用する中小企業等の事業者
- 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円
- 3 対象経費

高年齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費 【措置の例】

- ○高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
  - ・作業場内の段差解消 ・床や通路の滑り防止
  - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- ○健康確保のための取組
  - ・高年齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
  - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- ○高年齢者の特性に配慮した安全衛生教育
- ※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、 厚生労働省ホームページを確認してください。





厚生労働省

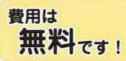
└ 補助金

#### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、 高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

#### 現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認とヒアリング**を行い、 事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。





#### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえたアドバイスを行います。

- ◆ 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- ◆ 現場巡視における目の付け所のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- · 中央労働災害防止協会
- ·建設業労働災害防止協会
- · 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- · 港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課

技術管理部指導課

技術管理部 教育支援課

技術管理部

(製造業等関係) 03-3452-6366 03-3453-0464

(建設業関係)

03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)

(林業・木材製造業関係)

03-3452-4981 03-3452-7201

(港湾貨物運送事業関係)

## 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働 衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

> 電話:03-3453-7935 ホームページ: https://www.jashcon.or.jp/contents/

有料

無料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

# 高齢者戦力化のための条件整備について

65歳超雇用推進プランナー にご相談ください!



6 5歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇 用アドバイザーは、全国のハローワークと 連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた 取組を支援しています!

#### 65歳超雇用推進プランナー・ 高年齢者雇用アドバイザーとは

#### 高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている 外部の専門家です。

- ●企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだこと のある人事労務管理担当経験者
- ●経営コンサルタント
- ●社会保険労務士 ●学識経験者
- ●中小企業診断士



など

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的 かつ技術的な相談・助言を行っています。

- ●人事管理制度の整備に関すること
- ●賃金、退職金制度の整備に関すること
- ●職場の改善、職域開発に関すること
- ●能力開発に関すること

相談・助言

- ●健康管理に関すること
- ●その他高年齢者等の雇用問題に関すること

#### 機構HPはこちら



- 〇お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ(http://www.jeed.or.jp)から ご覧いただけます。
- 〇「65歳超雇用推進事例サイト(https://www.elder.jeed.or.jp/)」 により、65歳を超える人事制度を導入 した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。



# 「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- ■近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- ■高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- ■エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

# 補助金申請期間 令和4年5月11日~令和4年10月末日

# 対象となる事業者

次の(1)~(3)全てに該当する事業者が対象です。

- (1) 高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している(対策を実施する業務に就いていること。)
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する 労働者数	資本金又は 出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援 業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・ 専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、 金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数又は資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

(3) 労働保険に加入している

# 補助金額

補助対象:高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費(物品の購入・工事の施工等)

補助率:1/2

上限額:100万円(消費税は除く。)

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。 (全ての申請者に交付されるものではありません。)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

# 補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします。

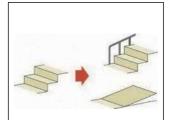
- 1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- 2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- 3 健康や体力状況等の把握に関する費用
- 4 安全衛生教育の実施に関する費用

#### 具体的には次のような対策が対象となります。

- 1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防
- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
- ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
- ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器 (ウェアラブルデバイス)を用いた健康管理システムの利用
- ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備は対象となりません。
- 2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ◇ 通路の段差の解消 (スロープの設置等)、階段への手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策(防滑素材の採用、防滑靴の支給)
- ◇ 危険筒所への安全標識や警告灯の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ
- 3 健康や体力の状況の把握等
- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施(健康診断、歯科検診、体力チェックの費用を除く。)
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動
- 4 安全衛牛教育
- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策(ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど) については、雇用する高年齢労働者の人数分に限り補助対象とします。



リフト、スライディングシート 等を導入し、抱え上げ作業を抑制



階段には手すりを設け、可能な 限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、 通気性の良い服装を準備する

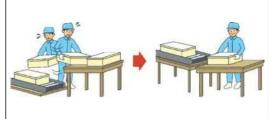


高齢者における 安全衛生に関する研修会



解消できない危険箇所は 標識等で注意喚起





不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや 作業対象物の配置を改善する

補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、 Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



# 申請手続き

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。

申請期間は5月11日から10月末日までです

#### ① 補助金交付申請(中小企業事業者)



- ・補助金事務センターのHPを参照し、必要書類に過不足がないよう申請してください(郵送のみ)。 https://www.jashcon-age.or.jp
  - ◎ HP内「申請に必要な提出資料一覧」を確認の上提出資料をそろえてください。

#### ② 審査等 (補助金事務センター)



- ・申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査します。
- ・必要に応じて電話で確認する場合があります。

#### ③ 交付決定通知書の発行(補助金事務センター)



- ・審査結果は、審査した月の月末から翌月初めとなります。
- ・交付を決定した案件は、申請代表者宛に交付決定通知書を郵送します。 不採択の場合は、申請担当者宛にメールにより通知します。

#### ④ 対策の実施・費用の支払い(中小企業事業者)



- ・交付決定日以降に対策を実施し、費用を支払ってください。 (交付決定通知書が到着したらできるだけ早く対策を実施すること。)
- ※交付決定通知書を受領したのち、物品の購入、工事の発注施工に着手してください。 交付決定日以前の物品の購入、工事の発注施工は、補助金の支払いが認められません。

#### ⑤ 実績報告書・精算払請求書提出(中小企業事業者)



- ・実績報告書及び精算払請求書をエイジフレンドリー補助金事務センターへ提出(郵送のみ)
- ※支払完了後、速やかに提出してください(支払日から20日以内が目安となります)
- ※最終提出期限は令和5年1月末日です。令和5年1月末日(当日消印有効)までに必ず提出してください。提出期限を超えて提出された場合には、補助金の支払いはできません。

#### ⑥ 確認、補助金の交付(補助金事務センター)

・実績報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を郵送し、補助金を振り込みます。

#### 必要な時に手続き

#### 財産を処分する場合の承認申請

補助金を受けた機材等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡し、又は廃棄する場合は、承認手続きが必要です。

# 申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件(9月及び10月申請分は除く)は、申請期間中に再度の申請が可能です。

ただし、不採択となった内容での再申請は受付できません。

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。あらかじめご了承ください。



## この補助金についてのお問合せは、

# 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センターまで

受付時間:平日10:00~12:00、13:00~16:00 (土日祝休み)

(8月8日~12日(夏季休暇)、12月28日~1月4日(年末年始)を除く。)

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。 https://www.jashcon-age.or.jp



#### 送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

エイジフレンドリー補助金事務センター

申請に関する書類は「申請関係」、支払に関する書類は「支払関係」宛へお送りください。 ※消印日が確認できない料金別納・後納での郵送はご遠慮ください。

様式 1、様式 1(別紙)、様式 1-1、様式 1-2、 様式1-3、様式2に関するお問合せはこちら

#### 申請関係

**☎** 03-6381-7507 **■** 03-6381-7508

□ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

様式3、発注書・納品書等、支払いに 関するお問合せはこちら

#### 支払関係

**a** 03-6809-4085 **a** 03-6809-4086

□ af-shiharai@jashcon.or.jp

#### 【申請スケジュール】例)7月に申請する場合

申請期間(当日消印有効)	審査期間	結果連絡	支払資料提出期日
7月1日~7月末日	8月中	8月末日~9月初め	支払完了後速やかに

- ※不足資料がある場合等は、スケジュール通りにいかない場合もあります
- ※支払資料の提出の最終締切は令和5年1月末日です。

#### ▼取り組むべき事項を知りたいとき

#### 参考情報

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高年齢労働者の安全** と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を活用しましょう。

令和2年3月16日付け基安発0316第1号 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」

#### ▼好事例を知りたいとき

⇒ 厚牛労働省ホームページ

(先進企業) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html

(製造業) https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html

⇒ 独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用支援機構ホームページ

https://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

#### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を 含めた安全衛生活動支援(現場確認・ヒアリング・アドバイス)を行います。

#### ■労働災害防止団体 問い合わせ先

· 中央労働災害防止協会

· 建設業労働災害防止協会

· 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

·林業 · 木材製造業労働災害防止協会

·港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課 技術管理部指導課 技術管理部

教育支援課 技術管理部 03-3452-6366 03-3453-0464 03-3455-3857 03-3452-4981

03-3452-7201

(製造業、下記以外の業種関係) (建設業関係) (陸上貨物運送事業関係)

(林業・木材製造業関係) (港湾貨物運送事業関係)

#### 65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高 齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。 ●能力開発に関すること

- ●人事管理制度の整備に関すること
- ●賃金、退職金制度の整備に関すること
- ●職場の改善、職域開発に関すること
- 健康管理に関すること
- ●その他高年齢者等の雇用問題に関すること
- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (https://www.jeed.go.jp) から確認できます。
- ○「70歳雇用事例サイト(https://www.elder.jeed.go.jp/)」により、70歳以上継続雇用制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等 に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

